

下水道使用料体系に関することについて

第3回 真岡市公共料金審議会

真岡市上下水道部

再掲

下水道使用料体系

公共下水道使用料体系表 (税込)

区分	使用料		
基本使用料	一般用	10m ³ まで	1,320円
	公衆浴場用	200m ³ まで	11,000円
	臨時用	—	—
従量使用料 (1m ³ あたり)	一般用	11m ³ 以上20m ³ まで	143円
		21m ³ 以上30m ³ まで	154円
		31m ³ 以上50m ³ まで	165円
		51m ³ 以上100m ³ まで	176円
		101m ³ 以上	187円
	公衆浴場用	201m ³ 以上	55円
	臨時用	—	176円

※自家水(井戸水)のみを使用している場合

世帯員1人につき6m³/月で計算

※上水道と自家水(井戸水)を併用している場合

世帯員1人につき3m³/月を加算

農業集落排水使用料体系表(真岡地区) (税込)

区分	使用料		
基本使用料	一般用	10m ³ まで	1,320円
	公衆浴場用	200m ³ まで	11,000円
	臨時用	—	—
従量使用料 (1m ³ あたり)	一般用	11m ³ 以上20m ³ まで	143円
		21m ³ 以上30m ³ まで	154円
		31m ³ 以上50m ³ まで	165円
		51m ³ 以上100m ³ まで	176円
		101m ³ 以上	187円
	公衆浴場用	201m ³ 以上	55円
	臨時用	—	176円

農業集落排水使用料体系表(二宮地区) (税込)

区分	使用料	
世帯割	—	2,094円
人数割	世帯員1人あたり	523円

公衆浴場用の使用料について

料金表(税抜) (円)

	現行	パターン1	パターン2	パターン3
		21.9%	28.1%	38.7%
基本使用料(200m ³ まで)	10,000	12,190	12,810	13,870
差額		2,190	2,810	3,870
従量使用料(201m ³ 以上／1m ³ あたり)	50	61	64	69
差額		11	14	19

5,000m³使用した場合の月使用料(税込) (円)

現行	パターン1	パターン2	パターン3
	21.9%	28.1%	38.7%
275,000	335,489	352,011	379,577
差額	60,489	77,011	104,577

臨時用の使用料について

現行 基本使用料 なし

従量使用料 1 m³あたり 176 円



改定（案） 臨時用の使用料を廃止

これまで使用実績がないことから、通常の料金表によるものとする

自家水（井戸水）使用者の1人あたりの使用量について

現行 1人につき1ヶ月 6m^3 ⇒ 改定（案）1人につき1ヶ月 8m^3
(水道併用の場合 3m^3 加算) (水道併用の場合 4m^3 加算)

真岡市下水道事業会計 令和6年度決算より			
	公共下水	農業集落排水	計
有収水量	4,960,214	700,501	5,660,715
水洗化人口	47,892	6,251	54,143
1人当たりの月使用量	8.6	9.3	8.7

東京都水道局「令和2年度生活用水実態調査」1人の1ヶ月平均使用料 8.1m^3

県内他市 自家水(井戸水)の場合の1人当たりの使用量(m^3)

宇都宮市	7	真岡市	6
足利市(1件)	20	大田原市	7
栃木市	9	矢板市	7
佐野市	7	那須塩原市	7
鹿沼市	7	さくら市	7
日光市	8	那須烏山市	7
小山市	7	下野市	7